（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一・一の二　（略）

二　被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所、死亡した年月日並びに基礎年金番号

三～十四　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

一の二～二の二　（略）

三　被保険者又は被保険者であつた者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

四～十四　（略）

４～７　（略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二の二　請求者と被保険者又は被保険者であつた者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し

三　（略）

３　（略）

（支給停止解除の申請）

第六十一条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～四　（略）

五　厚生労働大臣が指定する者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

六・七　（略）

３　（略）

（胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求）

第六十二条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一・一の二　（略）

二　被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所、死亡した年月日並びに個人番号又は基礎年金番号

三～十四　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

一の二～二の二　（略）

三　被保険者又は被保険者であつた者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本

四～十四　（略）

４～７　（略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二の二　請求者と被保険者又は被保険者であつた者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三　（略）

３　（略）

（支給停止解除の申請）

第六十一条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～四　（略）

五　厚生労働大臣が指定する者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本

六・七　（略）

３　（略）

（胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求）

第六十二条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）